

道路上にはみ出した草木の適正な管理について (お願い)

路上にはみ出している草木の剪定にご協力ください

道路上に草木や生垣等がはみ出すと通行に支障となるだけでなく、折れ木・倒木・落葉が発生し、歩行者や自動車等の通行に支障となる場合があります。

○これらの私有地からはみ出している草木等は、土地の所有者の方に所有権があるため、緊急時を除き、市で伐採や枝払い等はできません。(民法第233条)

○折れ木・落葉等の草木が道路にはみ出したことが原因で事故等が発生した場合は所有者の方が責任を問われることがあります。(民法第717条・道路法第43条)

剪定作業を行う場合の注意点

- ・電線や電話線等が近くにある場合は、大きな危険を伴いますので、事前に管理している電力会社または電話会社等に連絡してください。
- ・通行車両・自転車・歩行者にご配慮ください。
- ・作業により、道路の通行に支障が出る場合には道路整備課へ事前にご連絡ください。TEL055-282-6368



お問い合わせ
建設部道路整備課
TEL055-282-6368